

## 11月祭における外部団体連携行為に関する規程

2025年6月29日

11月祭事務局

### 1. 意義

11月祭が学生らによる自主的な活動およびそれにより創造される価値の実現の場となることを最大限に保証するため、また11月祭が何らかの外部組織によって学生団体または個人への干渉が行われ、不当な利益を得る場となることを防ぐため、11月祭事務局は本規程をもとに企画が外部団体との関わりをもつ場合の対応を行う。

### 2. 定義

本規程において用いる用語の定義は以下の通り。

- 企画：京大生を主体とした、11月祭事務局が対応する企画を指す。ただし11月祭と同時期に開催される教育学部祭や北部祭典等における企画は除く。
- 外部団体：企画の準備および当日の実施に関与する、京大生を主体とした個人・団体以外の全ての個人・団体を指す。
- 外部団体連携行為：企画が提供・招聘・顯示・その他の行為において外部団体と関わりをもつこと。

#### 2.1. 提供について

提供とは外部団体から金銭、物品、技術・知識等の提供を受ける行為、および企画の準備・実施を補助する目的で人員の派遣や協力を受ける行為を指す。なお、提供行為の対価として学外団体の広報物等の顯示を求められた場合は、「2.3. 顯示について」にも該当するものとする。

ただし以下の提供行為は、対価としての顯示行為等が求められていない限りにおいて、除外ものとする。

- 通常の商取引（例：企画出展において必要とする物品の購入やレンタル、サービスの利用等）。

- 企画出展者の個人的な関係に基づいて友人・知人等から受ける、一時的または軽微な物品の貸与や技術・知識、人員の提供行為（例：一時的な荷物運搬の補助、軽微な物品贈与、アイデアの提示等）。
- 講義や研究等の教育活動に関連して、大学の教職員等から受ける物品や技術・知識の提供および人的な協力行為（例：研究室、ゼミ活動等）。ただし、教職員等が「2.2 招聘について」に該当する行為を行う場合はこの限りでない。

## 2.2. 招聘について

招聘とは企画出展において外部団体を企画に招き、講演やパフォーマンス等の形態で、その専門性や知名度等を活かして企画における主要な役割を果たすことを依頼する行為を指す。またその企画内容に関連して外部団体の広報宣伝が行われる等の場合は、「2.3. 顯示について」にも該当するものとする。

## 2.3. 顯示について

顯示とは企画出展の内容や出展場所等において、特定の外部団体に関連する広報物や頒布物等を、来場者の目に触れうるように表示する行為を指す。特に外部団体の名称やロゴ、サービス等が明示的に表示される場合はこれに該当する。

ただし以下の顯示行為は除くものとする。

- 企画内容を構成する要素として利用されるコンテンツ（アニメ、漫画、音楽等）の展示行為（例：A同好会が作品Aに関する書籍やイラスト等を展示する企画等）。ただし、当該コンテンツが以下に該当する場合はこの限りでない。
  - 当該コンテンツの顯示に対して、特定の外部団体から直接的な要望や対価（金銭や物品等）を受けている場合。
  - 特定の外部団体の直接的な宣伝または販売促進を目的とする場合。
- 食品表示法に基づいた食品表示において外部団体の情報を記載する行為等、法令によって義務付けられた必要最低限の外部団体情報の顯示行為。
- 学術研究活動等を目的とした企画において、引用元の出典や著作者名等を学術的慣例に基づいて表示する行為。

（11月祭事務局は上記の内容に基づき、また企画出展者の自主性を最大限損なわないよう配慮しつつ、以降に記載の手続きを遂行する。）

### 3. 事前申請

「2. 定義」に該当する企画を出展する場合は、事前にその内容を申請することを求め  
る。

- 企画名
- 団体名
- 外部団体の名称
- 連携行為の形態（提供・招聘・顯示・その他）
- 目的
- 経緯
- 用途
- 外部団体からの要望
- 広報物、頒布物等の実物またはそのデータ

その他11月祭事務局が必要と判断した場合には、上記以外にも当該連携行為に関する情  
報提供を求めることがある。

### 4. 回答

#### 4.1. 回答における判断基準

基準は以下に示す通り。判断基準をもとに企画の主体たる学生の自主性・主体性または  
11月祭全体の自主性・主体性が損なわれていないか判断する。ただし、これらは他の判断  
基準を持ち出すことを妨げるものではない。

- 外部団体によって自他の企画における自主性・主体性が妨げられていないこと
  - 当該連携行為は企画出展者の自主的な発案または選択に基づくものか。
  - 企画内容における最終的な意思決定権の所在は企画出展者にあるか。外部団  
体の意思が一方的に企画内容に対して強要されていないか。
  - 企画出展者の人数と外部団体の人数の割合。また京大生の人数と京大生以外  
の人数の割合。企画の準備・実施においておよそ企画出展者の主体性が保持  
されうると考えられる程度であるか。
  - 他企画の自主性を侵害する可能性があるものでないか。

- 当該連携行為に必要性が認められること
  - 当該連携行為が企画の出展に対して直接的に寄与するものであるか。
  - 当該連携行為が企画の出展に対して過度に大規模または不必要なものとなつていいいか。
- 外部団体の宣伝等が企画出展者の意思に依拠することなく直接的な目的となっていないこと
  - 広報物や頒布物等において外部団体の名称やロゴ、サービス等の表示が過度なものでないか。
  - 企画本来の目的よりも外部団体の広報宣伝が表出していいいか。
  - 外部団体から広報物や頒布物等の積極的な広報・配布を強要されていいいか。
- 外部団体の意思に基づいた営利活動となっていないこと
  - 外部団体の利益追求を主とした企画内容となっていないか。

#### 4.2. 回答期限

原則として、11月祭事務局は申請を受領してから一週間程度で最初の回答を行うものとする。ただし、申請の時期や申請内容の複雑性等、11月祭事務局の判断により回答に要する期間を延長する場合や、別途で必要な手続きを求める場合がある。

#### 4.3. 回答内容

##### 4.3.1. 申請を受理する場合

申請内容が「4.1. 回答における判断基準」に照らし合わせて、それらを総合的に満たすと判断された場合はこれを受理する。

##### 4.3.2. 申請を受理しない場合

申請内容が「4.1. 回答における判断基準」に照らし合わせて、総合的に満たさない可能性があると判断された場合、または判断が困難であると判断された場合はこれの受理を保留とする。その後11月祭事務局は、再度当該連携行為に関する詳細な情報の提供を求める等の対応を行う。

当該申請を不許可とする場合は、その判断理由を明記した上で企画の責任者に対してメールまたは書面にて通知する。

## 5. 受理以降の手続き

### 5.1. 申請内容の変更等への対応

企画が受理された申請内容に変更または追加、もしくは当該連携行為の取り消しを行うことを希望する場合は、企画の責任者に再度、11月祭事務局に対して申請を行うことを求める。

### 5.2. 回答の再開

当該連携行為に関する変更、追加、または取り消しに伴い、11月祭事務局は必要に応じて再度、申請内容への回答を行う。回答の基準や回答期限は、原則として最初の申請と同様とする。

### 5.3. 外部団体連携行為に関する誓約書

本規程に定める手続きを経て、外部団体連携行為を行うことが決定した企画の責任者に対しては、11月祭事務局に誓約書を提出することを求める。

## 6. 注意事項

企画の責任者は外部団体との連携行為を行うにあたり、本規程の意義および定義、事前申請の手続き等を理解し、これを遵守しなければならない。

以下に示す行為を、故意または重過失により行った個人、企画または団体に対して11月祭事務局は相応の措置をとることがある。

- 事前申請をすることなく連携行為を行うこと（3.）
- 事前申請において事実と異なる内容を申請すること（3.）
- 受理された申請内容と異なる形態・内容で連携行為を行い、かつその変更について再申請を行っていないこと（5.1.）
- 11月祭事務局からの各種情報提供・指示に従わないこと（4.3.2.）（5.3.）

また、外部団体連携行為において発生した諸問題については、原則として企画出展者が責任を負うこと。

(措置)

- 厳重注意
- 当該連携行為に関する内容の変更または停止
- 保証金の没収
- 今年度の企画出展停止
- 次年度以降の企画出展停止

次年度以降の企画出展停止、11月祭からの追放といった個人または団体に対して11月祭へ一切の参加を認めないとする措置は全学実行委員会の決議によらなければならない。また、今年度の企画出展停止についても、可能な限り措置を講じる前に、それが不可能な場合は事後報告的に全学実行委員会に提起するものとする。

## 7. 異議申し立て

申請に対する11月祭事務局からの回答または6. 注意事項に定める措置に対して異議がある場合は、11月祭事務局に対して再度その回答または措置に関する再検討を要求することができる。要求する場合は異議を申し立てる旨およびその理由を明記の上、メールまたは書面にて提出すること。

11月祭事務局への異議申し立て後、その回答にさらに異議がある場合は、企画の責任者は全学実行委員会に対して当該回答または措置の再検討を要求することができる。またこの要求が可能である旨は企画の責任者に対して明示する。

## 8. 先例集の作成およびそれにあたる情報提供

企画の責任者等が、当該連携行為が外部団体の介入に該当するか否かを検討する際の参考とするため、11月祭事務局は過去の判断事例や相談事例についてまとめた「先例集」を作成する。また11月祭事務局は当時の規程内容とともにそれを提示できるような体制を整えるものとする。

## 9. 付則

次年度以降の11月祭においても、本規程「1. 意義」が絶対的に満たされる限りにおいて、参加団体及び個人の自主性・主体性を発揮できるよう、事前相談制や届出制への移行等、規程内容を緩和することを検討するものとする。